

## 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの

### 委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	福井県
3. 市区町村名	勝山市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	108-5 : 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務 (日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等)

### 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例(平成27年勝山市条例第11号)別表 3の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年十一月七日法律第二百二十三号) 第1条	勝山市障害者地域生活支援事業実施要綱(平成18年勝山市告示第55号)第1条、第3条第1項、第2項、第3項

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、（障害者及び障害児）が基本的人権を享有する（個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができる）よう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>第1条 この要綱は、（障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条に定める障害者をいう。以下「障害者」という。）が（自立した社会生活を営むことができる）よう、勝山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年勝山市規則第9号）に定める地域生活支援事業のうち、地域活動支援センター事業、移動支援事業、日中一時支援事業、理解促進研修・啓発事業、手話奉仕員養成研修事業、成年後見制度利用支援事業及び社会参加促進事業（以下これらの事業を「支援等事業」という。）)に関し必要な事項を定めるものとする。第3条地域活動支援センター事業は、創作的活動、生産活動、社会との交流促進等の基礎的事業のほか、社会適応訓練等を行う場を提供するものとする。2 移動支援事業は、一人で移動することが困難な障害者に対し、1 日で用務を終える外出であって、次に掲げるものに係る支援を行うものとする。ただし、通勤若しくは営業活動等の経済活動に係る外出並びに通年かつ長期にわたる外出については、当該支援を行わないものとする。(1) 社会生活上必要不可欠な外出(2) 社会通念上適当と認められる余暇活動等の社会参加のための外出であって、次のいずれかに該当するものア個別支援型個別的支援が必要な障害者等に対する一対一による支援イグループ支援型屋外でのグループワーク並びに同一目的地及び同一イベントへの参加等の複数人同時支援ウ車両移送型福祉バス等車両の巡回による、障害者団体の各種行事への参加のための送迎支援3 日中一時支援事業は、日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な者に対し、障害者が障害者支援施設等において、障害者等に活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練及び支援を行うものとする。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令勝山市障害者地域生活支援事業実施要綱</p>

## 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
<p>①根拠規定</p>	<p>番号法別表第二主務省令55条 項1号</p>	<p>勝山市障害者地域生活支援事業実施要綱（平成18年勝山市告示第55号）第4条</p>
<p>②事務の内容</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付（自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。）を除く。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>勝山市障害者地域生活支援事業実施要綱第4条の規定による支給の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>

## 特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号ロ	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第2号障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条第1項第2号ロ勝山市障害者地域生活支援事業実施要綱(平成18年勝山市告示第55号) 第7条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

## 特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号ハ	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第3項第2号障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条第1項第2号ロ勝山市障害者地域生活支援事業実施要綱(平成18年勝山市告示第55号) 第7条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

備考	
----	--

## 届出情報

届出日	2023年12月27日
独自利用事務の対象者	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条に定める障害者
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2015年12月22日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	

委任関係	
------	--